別紙

選任・資格要件の改正概要

（選任要件）

車種	現行の規制 ⟹ （選任が必要となる台数） 【車両法５０条において規定】	見直し後の規制 （選任が必要となる台数） 【車両法施行規則に委任し、規定】
○バス （乗車定員11人以上の自動車）	１台以上	＜事業用・ﾚﾝﾀｶｰ＞ １台以上（現行どおり） ＜自家用(ﾚﾝﾀｶｰを除く)＞ ・乗車定員30人以上 １台以上 ・乗車定員11人以上29人以下(ﾏｲｸﾛﾊﾞｽ) ２台以上
○事業用ﾄﾗｯｸ、ﾀｸｼｰ（乗車定員10人以下の自動車） ○自家用大型ﾄﾗｯｸ （車両総重量８ﾄﾝ以上）	５台以上	５台以上（現行どおり）
○自家用乗用車 ○自家用中・小型ﾄﾗｯｸ （車両総重量８ﾄﾝ未満） ○貨物軽自動車運送事業用自動車	１０台以上	＜ﾚﾝﾀｶｰ、貨物軽自動車運送事業用自動車＞ １０台以上（現行どおり） ＜その他の自動車＞ 選任の必要なし

：改正規定

（資格要件）

現行の資格要件 【車両法５１条において規定】	見直し後の資格要件 【車両法施行規則に委任し、規定】
整備又は改造に関する５年以上の実務経験を有する者	整備の管理を行おうとする自動車と同種類の自動車の点検若しくは整備又は整備の管理に関して２年以上の実務経験を有し、かつ、地方運輸局長が行う研修を修了した者であること
自動車整備士技能検定に合格した者	（現行どおり）
大学の機械系学科修得後、整備又は改造に関する１年以上の実務経験を有する者	（削除）
高校の機械系学科修得後、整備又は改造に関する３年以上の実務経験を有する者	
	前２要件に掲げる技能と同等の技能として、国土交通大臣が告示で定める基準以上の技能を有すること

注：下線部が改正箇所